

学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止のための基本姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を示す。 ○児童、教職員の人権感覚を高める。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決させる。

○いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

いじめとは、一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校・学年・学級のルールやスタンダードを守る規範意識を醸成する。
- ・わかる授業やもっと知りたくなる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対して意欲的に取り組むことを通して達成感・成就感を育む。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であることや、「命の大切さ」について、道徳の時間や学級・学年の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導を行う。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・児童一人一人の変化に気付く、教師自身が鋭敏な感覚をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有にする。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営連絡協議会、保護者会、面談等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子について担任はもとより多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場（金曜日夜会の活用）を設ける。

- ・様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。アンケートは原則3年(該当5年)保存とする。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、いじめを受けた側・した側といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているか気付かせることや、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていく。
- ・「いじめ」が解決したと判断した後でも、関係する児童を見守る。

4 校内体制について

- ・校務分掌内に「学校いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーを基本とし、必要に応じて関係する教員を加える。いじめの事実や環境の把握に基付き、必要に応じて適宜委員会を招集する。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して対応を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共通理解するようにする。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の杉並区教育委員会への報告、重大事態（※）発生時の対応等については、法に則して、杉並区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

※「重大事態とは」

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを言います。